いことを、きびしく戒めてある」ことぐらいは十分承知しているところであります。

そこで貴職らの、私たち伊方原発に反対する地元住民及び支援者らに対する言動や、度重なる不当な逮補は、この法にてらしてみて決して妥当性がなく、絶対に許すことはできないのであります。

ここに、伊方原発反対八西連絡協議会の総意にもとづき、過去から今日にいたる不当逮捕、及び、その他の警察行為に対し、満身の憤りをもって抗議し、あわせて、今後このようなことのなきよう強く要請いたす次第であります。

昭和６３年４月２日

伊方原発反対八西連絡協議会

代表　広野房一

愛媛県警察本部長殿

東京集会に２万人

「反原発全国集会’８８実行委員会」と、「原発とめよう！東京行動 ’８８」とが主催して、４月２３～２４日に東京で開かれた集会には、全国から、新旧それぞれに多様な運動を展開している多くの人たちが自主的に参加し、大きな成功をおさめました。

４月２３日の各省庁交渉や分科会には、八西連絡協の代表や伊方訴訟弁護団も参加。省庁交渉は人数制限や警察の過剰規制の下で行われましたが、１０分科会は、いずれも満員の盛況でした。４月２４日に、日比谷公園内の公会堂と小音楽堂での集会とフェスティバルも、熱気に包まれ、銀座へのデモに出発する頃には、約２万人の人たちで公園は埋めつくされて、デモの最後尾が出発するのに２時間半もかかるという有様でした。

首都での大集会は、全国の反原発運動には大きな励ましを、そして、原発推進勢力には大きな恐怖を与えています。

告発：「出力調整運転実験」

さる２月２６日の第１次告発に続いて４月１５日には、第２次告発に参加した１１９８名の人たちの告発状が松山地方検察庁に提出されました。第１次は愛媛の人たちが中心でしたが、第２次には、３６都道府県の人たちが参加しています。

これに対して松山地検は、第１次の告発人の中から数名をえらび、出頭命令を出して意見聴取を始めていますが、遠方だから出頭できないと通知した人には「質問状」が送られてきました。それには、所属団体や「自発的に参加したか」など、思想調査まがいの項目があり、告発団では検察庁に抗議することにしています。

会計報告（’88.4/1～4/30）

収入	
会　費	４，０００
ニュース購読料	７３，２５０
計	７７，２５０
支出	
ニュース印刷代	２５，０００
郵送料	８，７９０
振替手数料	３５０
資料費	１，９２０
事務費	３６，３５０
弁護団東京行動補助	１８０，０００
計	２５２，４１０
差引	－１７５，１６０
積立金合計	１，５９６，３２９

伊方訴訟ニュース

第１７７号

1988年５月１５日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒５３０ 大阪市北区西天満４－９－１５第一神明ビル 藤田法律事務所 ☎０６－３６３－２１１２ 口座大阪３－４８７８０

大沢さん不起訴に

八西連絡協が県警に抗議文

訴訟ニュース第１７５号でお知らせしましたように、伊方住民の大沢喜八郎さんは、さる２月１８日の早朝、自宅で逮捕されました。２月１２日の２号炉での出力調整運転実験強行の際、四電が道路に不当にバリケードを築いたことに抗議したことが理由でした。多数の警官が警備に当っていたその現場では、何の警告すら受けなかった、というのに。

伊方訴訟弁護団の迅速な対応のおかげで、松山地方検察庁からの拘留請求も松山地裁が却下し、大沢さんは２月１９日夕方に釈放されました。このことは、四電の依頼で動いた県警の介入のでたらめさを白日の下にさらしました。そして、３月末には新聞で、不起訴と報道されましたが、大沢さんには何の連絡もないままでした。

さる４月１８日、検察庁に事情を聞きにいった大沢さんは、はじめて「不起訴処分通知書」という一片の書類を渡されたのです。それには、「貴殿に対する器物損壊、建造物侵入被疑事件については、昭和６３年３月３０日公訴を提起しない処分をした」とあるだけで、大沢さんやその家族が受けた深いキズについては、全くの知らん顔というひどさ。

八西連絡協では抗議文を県警本部長あてに送りましたが、受取り拒否で送り返されてきたとのことです（抗議文は５頁に）。

２号炉訴訟の裁判長交替

さる３月の裁判官人事移動で、これまで約５年間裁判長を務めてきた松山地裁家裁部総括判事の山下和明裁判官は更迭になり、その後任に、静岡地裁家裁部沼津支部の八束和広判事が任命されました。今回の移動は定期のもので、政治的な交替でないと見られていますが、これまで山下裁判長が、住民側の発言にも耳を傾け、比較的公正な訴訟指揮を続けてきただけに、「てきぱき処理するタイプ」との新裁判長の訴訟指揮が注目されている。

２号炉第３３回公判

５月２５日(水) 午後２時より

松山地裁大法廷

裁判長の交替で、「弁論更新」の手続が必要となるが、恒例によって原告らは形式的な手続に終らせることなく、本人訴訟で苦斗してきた住民の決意や、これまでの裁判進行についての意見などを、新任の裁判長に訴えることであろう。

原告準備書面

ーチェルノブイリ前夜の出力調整実験ー

（1988年2月26日提出）

（その2）

第 2 章

はじめに

㈠ 秘密裏に実行された一回目の実験と、百万人以上の中止要求を無視して強行された二回目の実験

ー今、生きていることを喜こぼうー

㈡ チェルノブイリ四号炉と伊方二号炉

ー出力調整の失敗がソ連原発事故の原因ー

㈢ 原子炉の制御

ー中性子制御に失敗すれば核暴走ー

ー平井論文の添付番号に照応する各証拠及び説明ー

㈣ 出力調整実験は原子力基本法、原子炉規制法に違反する

ー安全審査で認めているとは真赤なウソー

① 隠されていた第一回実験の重要データー

② 出力調整実験は、緊急停止（スクラム）条件を緩和しなければ実行できなかった。

ー投げ捨てられた審査手引きと運用値ー

③ 三つの原子炉規制法違反

㈤ 結 論

ー許可処分の取り消しこそが原告、国民を救う唯一の道ー

初めに

本年二月十二日、四国電力は伊方発電所の本件二号炉を使用して出力調整実験を強行した。通常運転時にすら、スリーマイル島原発のごとく核燃料溶融の大事故に至ることが実証されている大型の商業発電炉で、あろうことか、実験を強行するという暴挙に対して、わずか一カ月足らずの間に、本県のみならず全国の百万人以上の人々が実験中止を求める署名を寄せた。この実験は、本県の知事ですら「なぜ、これだけの反対がありながら、伊方二号炉でやるのか」と問わざるを得なかったほどの無暴な実験だったのである。

この出力調整実験の「内容」は、被告の通産省、及び内田秀雄原子力安全委員会委員長の語るところによれば「本件安全審査の基本的設計審査の中で行ったもの」というものである。

これは本当のことであろうか。本件二号炉審査では、二号炉を使って、いわゆる試験や実験を好き勝手に行うことができ、その上、何の審査も許可もなしに、出力を急激に上げたり、下げたりという操作を、自由自在にしてもよいという審査が行なわれたのであろうか。被告の「出力調整は既に審査ずみ」という主張がまかり通れば、今後、日本中の原発で、事実上、今日からでも、電力会社は出力を好き勝手に、あたかも我が家のストーブのツマミを回すように、思うがままの早さで、原子炉の出力調整、即ち、核分裂を自在にあやつる自由が許されることになる。もしそうなれば、最早、私達原告住民のみならず、全国民にとって、いや、世界中の人々にとって、第二、第三のチェルノブイリ事故は、今日であっても、明日に起っても、何の不思議でもない事態を迎えることになるのである。

私達は、企業の利潤追求からのみなされようとしている、この調整実験、調整運転に対して、国民の健康と安全を守る本来の使命を

投げすてて、ひたすら、原発推進の擁護者、アクセル役として、企業の利益代表としての姿を隠すこともなく奔走する被告通産省、及びそのあやつり人形にすぎない安全委員会を、決して許すわけにはいかない。

本書面では、今まさに係争中の本件二号炉で、全く突然に、住民、県民に知らされることなく実行された第一回目の出力調整実験、及び、二回目の実験、更に、今後この実験を踏み台に、伊方三号炉や全国の原発で導入されようとしている日常的な調整運転の危険性を明らかにする。次に、四電の「実験は通常のもの」との主張の誤りを指摘する。そして四国電力（以下四電）、通産省、原子力安全委員会が言い放つ「安全審査」で審査ずみとの主張について吟味し、その誤りを明らかにすると共に、今回の実験を実行した四電及び、これを認める発言を繰り返し、事実上、実験の強行に手を借した通産省、資源エネルギー庁、内田秀雄原子力安全委員会委員長（以後、内田委員長と略す）らは、公開と安全確保を定めた原子力基本法並びに、原子炉の使用目的、運用計画を定めた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、原子炉規制法と略す）に違反していることを明らかにしている。

また、それ故に、このような公然たる違法を犯しながら、それをウソとゴマカシで塗り固めようという四電には、本件二号炉を建設、運転する資格と能力が全くないことは明らかであり、このような四電を「技術的、経理的能力」ありとして許可を成した本件許可処分は、誤りであり、取り消されねばならないことを主張するものである。

㈠ 秘密裏に実行された一回目の実験と、百万人以上の中止要求を無視して強行された二回目の実験

ー今、生きていることを喜こぼうー

昨年十月、四電は、本件二号炉において出力調整実験を実施した。この実験は、県と伊方町に事前通知があっただけで、伊方町議会はもとより、住民の誰一人知らぬ間に秘かに実施されていた。その上、実験には、四電、九州電力、関西電力、北海道電力、日本原子力発電の電力五社と、原子炉メーカーの三菱重工の計六社が立ち会っただけで、監督官庁にあたる通産省を含め、誰一人、行政関係者の立ち会いもなく実施されていたのである（甲２１号証の１）。

右事実は、安全確保を旨として、民主的運営、及び成果の公開を定めた原子力基本法に違反していることは疑りのないものである（同号証の２）。

その実験内容は、多くの人々の公開要求にもかかわらず隠され続け、なんと、三カ月も過ぎた本年一月二十日になって、初めて報道関係者と、県、伊方町、同町議会、同環境委員会にのみ、一部のデーター公表が行なわれた。それ以外の県民、住民は、全く、実験内容についてすら知らされないままに置かれ、後に示す、ウソだらけのパンフレットを、一市五町の住民が二回目の実験の数日前に手にしただけである。その他の県民、国民は現在に至るまで、何ら実験内容について、四電や、県、自治体から知らされていないのが実態である。

わずかに報道資料などによって知り得た断

片的な実験の内容は、一回目の実験は十月十九日から二十一日までの三日間に亘って行なわれた。百％出力で運転中の二号炉を、三時間で半分の五〇％出力に降下させ、そのまま六時間低出力運転を続け、実験開始から九時間後に、三時間で五〇％も出力を上昇させ、百％出力に戻す。そしてそのまま一二時間定格出力を続け、また五〇％に下げる。これを、三間間に三回繰り返したーというものであった（甲２１号証の１）。

ここで忘れてならないことは、この実験に先立つ十月一日、福井県の敦賀原発一号炉で、定期検査中の低出力運転中に、運転員の誤操作で、原子炉出力が七％から、突然、一二％以上にもはね上ったため、制御棒が下りて原子炉が停止する事故が起きていた、という事実である（甲２１号証の３）。このような、まさにチェルノブイリ寸前という身の毛のよだつ事故が現実に目の前で発生したにもかかわらず、この原発を所有する日本原電は、平然と本件二号炉の実験に共同参加し、四電も、実験を中止することもなく、強行したのである。日本が、世界が、チェルノブイリ前夜であるという私達原告や、国民の主張は決して冗談事ではないのである。

更に、本件二月十二日には、回数は一回、一日間に減ったものの、原子炉内のホウ酸濃度が下った状態で、先の三ー六ー三ー一二パターンで強行された。すでに、第一章及び、本章冒頭で述べたとおり、二回目の実験は、多くの学者が危険であると指摘し、百万人を超える国民が実験中止を求めたにもかかわらず、これを無視して、警察機動隊の暴力的ガードに守られて強行されたのである（甲２１号証の５、同６）。

(二) チェルノブイリ四号炉と伊方二号炉ー出力調整の失敗がソ連原発事故の原因ー

「四月二十五日一時、実験計画に従って要員は定格出力（熱出力）で運転していた炉の出力低下にとりかかったー（略）ー実験計画によれば、タービン発電機の慣性運転の実験は、炉出力が七〇万～百万キロワットの状態で実施されることになっており、二三時一〇分、運転員は一六〇万キロワットより出力降下を再開した。運転員が低出力時の運転規則に従って局所自動制御系（ＬＡＣ）から、平均出力の自動制御系（ＡＣ）に切替えたところ、自動制御（ＡＣ）の設定値のリセットを行っていなかったため出力分布にアンバランスが生じた。このため運転員は、制御棒の手動操作で調整しようとしたが、炉出力は三万キロワット以下に低下した。四月二十六日一時になって、運転員は炉出力を二〇万キロワットに維持することができた。この間、ゼノンの毒作用が進行しており、余剰反応度が小さくなっていたため出力上昇は困難であった。」（乙第２４号証。Ｐ４０～４１原文抜すい。但し停点は原告）。

そして、この後一時二十三分四秒に運転員は実験を開始。この三十六秒後に、直長が全部の調整用制御棒を炉心に入れるためスクラム用のＡＺ－５ボタンを押した。しかし、数秒後に衝撃があり、制御棒は中途で止まり、あわてて、自重落下に切りかえたが、時すでに遅く、ボタンを押して四秒後、出力上昇が始まってからわずか一～二秒後に、四号原子炉は二〇万キロワットから一瞬のうちに三億二千万キロワットと、千二百倍もの熱出力に

達したのである。これは同炉の定格出力の約百倍である。そして、この約十～二十秒後に、すさまじい爆発が発生。四号炉の原子炉と建屋は上部の大半を吹きとばされてしまったのである（乙２４号証。Ｐ４３～４６）。この結果、一章で示したごとく、広島型原爆にして、実に一千発分に相当する想像を絶する放射能が世界中に飛びちり、今もなお、降りそそぎ続けているのである。（以下次号に続く）

抗　議　文

先祖伝来私たちが住んできた八西地方は、地形こそ悪いものの、気候温暖にして地味もよく、人情があつい平和な村々でした。

ところが四国電力は、この地に伊方原発を強行するにあたり、公序良俗を乱し、違法不法をあえて行ってきたのは、行政及び司法によって援けられたからで、その尖兵となってきたのが愛媛県警であり八幡浜警察であるといわれてきました。

これに対し私たちが伊方原発に反対するのは、金品を得んがためでも、名を売るためでもありません。それは、私たち地元住民にとって、かけがえのない故郷を守り、子孫に不安を残さない正当防衛の行為なのであります。

しかしながら愛媛県警及び八幡浜警察署は、過去において、わが伊方原発反対八西連絡協議会の住民及びその支援者を、１０余名も逮捕いたしました。しかし、そのほとんどは裁判にかけられるような罪もないのに、本来、人権を守るべき警察が、いたずらに人権侵害をくりかえす結果となったのです。

にもかかわらず、又も今回、あの危険な低出力調整実験に抗議のため、伊方現地の行動に参加していた地元の大沢喜八郎さんを、さる２月１８日早朝、ちょうど、もっとも感じやすい年頃の子供のいる前で、逮捕いたしました。大沢さんの逮捕理由について、新聞などがいろいろ伝えているようですが、いっしょに行動してきた私たちの知るところではありません。

それにしても四国電力は、かって、大がかりな里道破壊や農地法違反を行い、送電線保全のために他人の樹木を無断に伐採したり、他人の土地を平気で踏み荒しておきながら、今回、たとえ自社の所有地であっても、通常は不特定多数の人たちが誰彼なく通行できる道路を一方的に遮断し、当然ながらそれを排除して通行しようとする私たちの中から、ひとり大沢さんを告訴し、これに対し警察も、なんら事実調べもすることなく逮捕したのは、断じて許すことはできないのであります。

だから大沢さんは、誰からもただの一度も取調べも受けずに、不起訴処分の決定があったことを見ても、この逮捕がいかに不当なものであったかが分ると思うのであります。

さて貴職らは、伊方原発に反対するが故に、不当に逮捕された者や、その家族らが、いかに傷つき、その傷痕がいかに癒やしがたいものであるかを、案じたことがあるでしょうか。そして、その誤ちを反省し、責任をとったことがあるでしょうか。教えてもらいたいのであります。

私たち住民は、生業に精出しているために、法律のことを考えたりする暇も能力もありません。しかしながら、「警察の職務として、個人の生命、身体、財産の保護に任じ、あわせて犯罪の予防及び取締りを行うものであること、職務の遂行にあたっては、不偏不党、公平中正を旨として、いやしくもその権限を乱用し、何人の自由や人権も侵してはならな